

人発1第197号
36.10.19
一部改正 人発1第93号
38.5.30
一部改正 防人厚第3381号
18.4.3
一部改正 防人計第354号
19.1.9
一部改正 防人給第20759号
令和2年12月28日

官 房 長
各 幕 僚 長
各附属機関の長
統幕事務局長
殿

人 事 局 長

俸給の訂正に関する訓令の運用について（通達）

このたび、俸給の訂正に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第50号）が制定されたが、下記事項に留意して運用されたい。

記

1. この訓令は、一般職の国家公務員の例に準じて定められたものであるが、その内容とするところは、過去に行われた俸給の決定に誤りのあることが判明した場合において、その誤りのあつた時までさかのぼつてそれを適正な俸給に訂正することが困難なときに、防衛大臣の承認を得て、過去の状態は一応そのままとし、再計算方式により将来にむかつてその誤りの訂正を行なうことができるようにしたものである。
2. 「訂正」を行なう者は、その誤りを発見した時点における当該職員の任免権者とする。
3. 「訂正」のための上申は、次の各号により行ふものとする。
 - (1) 部隊等の長は、職員について訂正が行われるべきものと認めるときは、俸給訂正上申書（別記様式）を作成し、訂正を行ふ者に送付して訂正を上申する。
 - (2) 訂正を行ふ者は、俸給訂正上申書を防衛大臣又はその指定する者に送付して承認を受ける。この場合、防衛大臣に対する上申は、陸海空にあつては当該幕僚長が行ふものとする。
 - (3) 防衛大臣の承認を求めるに当たっては、俸給訂正上申書に当該隊員の勤務記

録表（又はその写し）及び訂正に当たつての基礎となる再計算調書（部内の他の職員との均衡上問題がある場合等にはその比較調書を含む。）を添付する。

4. 陸海空の曹士及び行政職俸給表（一） 1級相当の事務官等にかかる誤りの訂正は、当該幕僚長の承認を受けるものとする。

各幕僚長は、訂正を要する隊員の階級、級別人員数を防衛大臣に報告しなければならない。

5. 訂正を行う場合の人事発令の書式は次のとおりとし、勤務記録表には朱書する。

「昭和36年防衛庁訓令第50号の規定により〇〇（階級、級）〇号俸を給する」

6. この通達に定めるもののほか、陸海空における俸給の訂正の細部要領等に関し必要な事項は、防衛大臣の承認を得て、各幕僚長が定めるものとする。

俸 給 訂 正 上 申 書

年 月 日

年 月 日承認

上申者
訂正者

1	訂正を要する職員の所属、氏名及び階級又は職務の級	
2	現 号 俸 月 額	号 俸 円
3	現 号 俸 発 令 年 月 日	年 月 日
4	訂正後の階級又は職務の級及び号俸	
5	訂 正 予 定 年 月 日	
6	誤 り 発 生 の 事 情	
7	誤 り の あ っ た 人 事 発 令	その当時の所属部隊等名 発令年月日 年 月 日付 人事発令の種類 () 階級 号俸 月額 円 職務の級 経過月数 月
8	将来に向かって俸給の訂正を行う理由	
備考		